

さきたま史跡の博物館 博物館評価協議会設置要綱

(設置)

第1条 さきたま史跡の博物館の、資料収集と保存、展示、調査・研究、広報・普及活動などの博物館活動を評価・検討するため、博物館評価協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(定数)

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は5人以内とする。

(任命)

第3条 委員は、大学教授、学識経験者及び地元有識者からなる委員をもって館長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(評価の委任)

第5条 原則的に評価の議事は会議をもって決定する。

2 書面会議をもって代決することができる。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。